

# 山梨県公報

第二千三百七十三号

平成二十五年

十二月二日

月曜日

## 目次

### 告示

○道路の供用開始(二件)……………七七七

○道路の区域変更……………七七七

### 公告

○平成二十五年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………七七八

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………七七八

○大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………七七八

○大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出……………七七九

## 告示

### 山梨県告示第三百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年十二月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	葎崎南アルプス中央線	南アルプス市藤田字鶴松四五六三番の一地先から中央市西花輪字新田四六二九番の一地先まで	九〇〇・〇	平成二十五年十二月三日

### 山梨県告示第三百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十二月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	笛吹市八代町竹居字前田一九二八番地先から笛吹市御坂町竹居字仁王一一四八番の一地先まで	四〇七・〇	平成二十五年十二月二日

### 山梨県告示第三百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十二月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤壘石和線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
笛吹市八代町北字大株天川右岸堤防敷地先から 笛吹市八代町北字大株三七五六番の一地先まで	一〇・二 一八・六	一一・〇		一一二・〇

公 告

二八・三

● 平成二十五年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、  
 平成二十五年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法  
 律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次  
 のとおり公表する。

平成二十五年十二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五七五・〇二ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一六九・二二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一四二・九五ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	九八・二三ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、六八一・〇一ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四五・三〇ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇六四・四六ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五六六・〇二ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	六九〇・九九ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一三四・四三ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一五八・四二ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二〇・五〇ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一六三・九一ヘクタール

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年四月二日まで縦覧に供する。

平成二十五年十二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者
  - 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名  
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
  - 2 住所  
山梨県甲府市德行二丁目二番十八号
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（一）名称 オギノ山中湖店  
（二）所在地 山梨県南都留郡山中湖村山中字北島八百六十五番五外
  - 2 変更した事項

変 更 事 項	変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市德行二丁目二番十八号
	株式会社セリア 代表取締役 河合宏光	岐阜県大垣市外濶二丁目三十八番地

- 3 変更の年月日  
平成二十五年八月二十九日
- 届出年月日  
平成二十五年九月五日

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお

り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年四月二日まで縦覧に供する。

平成二十五年十二月二日

山梨県知事 横内正明

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住	所
仲沢巖	山梨県甲府市貢川本町四番五号	
有限会社朗月堂 代表取締役 須藤令子	山梨県甲府市貢川本町十三番六号	
株式会社山本 代表取締役 山本勉	山梨県甲斐市竜王千三百七十番地一	
有限会社サンライト小林 代表取締役 小林和美	山梨県甲府市貢川本町四番八号	

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 朗月堂本店
  - (二) 所在地 山梨県甲府市貢川本町十三番六号
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	仲沢巖	山梨県甲府市貢川本町四番五号
	有限会社朗月堂 代表取締役 須藤令子	山梨県甲府市貢川本町十三番六号
	株式会社山本	山梨県甲斐市竜王千三百七十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	有限会社朗月堂 代表取締役 須藤令子	山梨県甲府市貢川本町十三番六号
代表取締役	山本勉	百七十番地一
	有限会社サンライト小林 代表取締役 小林和美	山梨県甲府市貢川本町四番八号

3 変更の年月日

- 平成二十三年十一月一日
- 届出年月日
- 平成二十五年九月十三日

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年四月二日まで縦覧に供する。

平成二十五年十二月二日

- 一 届出者
 

山梨県知事 横内正明

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住	所
仲沢巖	山梨県甲府市貢川本町四番五号	
有限会社朗月堂 代表取締役 須藤令子	山梨県甲府市貢川本町十三番六号	
株式会社山本 代表取締役 山本勉	山梨県甲斐市竜王千三百七十番地一	

有限会社サンライト小林  
代表取締役 小林和美

山梨県甲府市貢川本町四番八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 朗月堂本店

(二) 所在地 山梨県甲府市貢川本町十三番六号

2 変更事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 二百四十四台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百九十一台
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 七立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 十四立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後十時	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後九時四十五分 (一定の刊行物を発売するに限り、開店時刻は午前五時と、閉店時刻は翌日午前一時とする。)
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後十時まで	午前九時から午後十時まで (一定の刊行物を発売するに限り、一部の駐車場については午前四時三十分から翌日午前一時三十分までとする。)
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	十箇所 届出の図面のとおり	十六箇所 届出の図面のとおり

3 変更年月日

平成二十六年五月二十日 (大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及

三

届出年月日  
届出年月日  
平成二十五年九月十九日  
び閉店時刻並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更については、  
平成二十年七月二十三日)